

案件

水道料金・下水道使用料の福祉減免制度及び福祉移送サービス 共同配車事業の見直しについて

障 害 支 援 課
生 活 福 祉 課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現行の行財政改革プラン2024は、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間とし、今後の行財政改革の方向性や具体的な個別改革課題等を掲載しており、そのうち福祉事務所にかかる「水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直し」及び「福祉移送サービス共同配車事業の見直し」の2つの改革課題について、それぞれの取組目標を踏まえ、本年度の見直しに向け検討を進め、その内容がまとまりましたので報告するものです。

2. 内容

(1) 水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直しについて（基本方針2 No.11）

① これまでの経過及び見直し内容

昭和51年度に制度化された福祉減免制度については社会情勢の変化などに鑑み、これまでから見直しに向けた検討を行ってきたところです。なかでも生活保護受給世帯については、支給されている生活保護費のうち生活扶助費には光熱水費として水道料金・下水道使用料が含まれており、福祉減免により重複支給となる点について課題があることから、制度開始から48年が経過し、導入時からの社会情勢の変化や、他市での減免の実施状況等も踏まえ、生活保護世帯を対象とした減免制度を廃止とするものです。

② 見直し対象世帯及び減免額等

生活保護世帯をはじめ、身体障害者(児)世帯や知的障害者(児)世帯、精神障害者(児)世帯、母子・父子世帯、介護保険要介護世帯、生活困窮高齢者世帯の減免要件のうち「生活保護世帯」の要件を廃止し、水道料金及び下水道使用料の基本料金及び使用水量の従量料金 8 m³までの減免額 1,641 円／月を見直すものです。なお、複数の減免要件を満たす世帯であっても、生活保護受給世帯は見直しの対象となります。

	【現行】		【見直し案】
対象世帯	生活保護受給世帯		生活保護受給世帯
基本料金	0 円		1,641円/月
従量料金(8m ³ まで)	<u>(減免)</u>	→	<u>(減免なし)</u>
従量料金 (8m ³ を超えた分)	使用分支払い		使用分支払い

生活保護受給世帯の要件で減免適用を受けている世帯数は、3,598 世帯（令和 7 年 4 月末時点）

③ 府内中核市の生活保護世帯への減免制度（水道料金及び下水道使用料）の実施状況

枚方市のみ実施

④ 実施時期等

見直しの実施時期につきましては、行財政改革プラン2024において令和8年3月末としていますが、対象となる世帯への周知に要する期間などを考慮し、令和8年9月末(偶数月検針世帯:8月検針分まで、奇数月検針世帯:9月検針分まで)をもって廃止とし、同年10月1日以降の検針分から通常料金となります。

(2) 福祉移送サービス共同配車事業の見直しについて（基本方針2 No.12）

① これまでの経過及び見直し内容

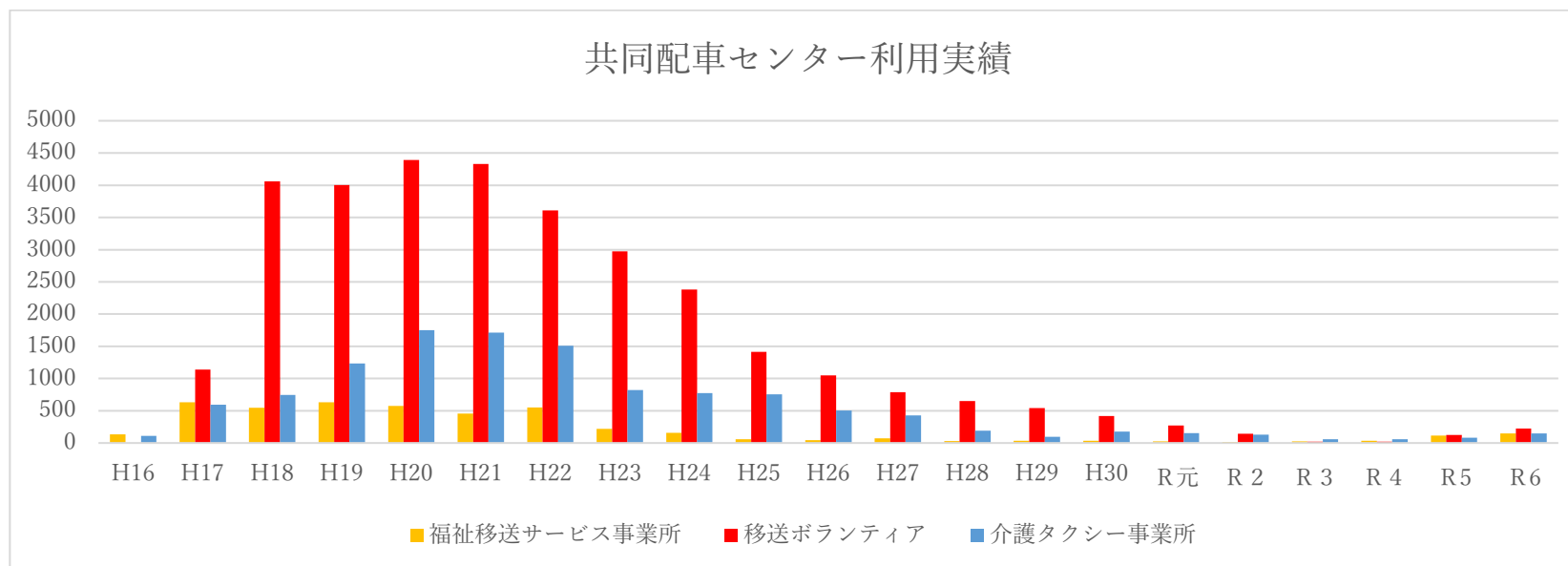
福祉移送サービスは、一人では外出が困難な方を支援するために、NPO 法人等が車両を運行するサービスです。福祉移送サービス共同配車事業は平成 16 年 11 月から開始し、福祉移送サービスの利用を希望する方が共同配車センターに会員登録することで、センターに登録されている福祉移送サービス事業所やボランティア運転者、介護タクシー事業所の中から希望する条件に合った車両を探し、配車するといった利用者との「つなぎ役」を担っています。

近年の共同配車実績は、ピーク時から大幅に減少しており、事業として一定の役割は果たしたものと考えられることから、令和 8 年 3 月 31 日をもって共同配車センターを廃止するものです。

なお、現在の利用登録者については、運営を委託する社会福祉法人と連携し、お住いの地区の最寄りの福祉移送サービス事業所等へ引き継ぐとともに、新たな利用希望者については、市の窓口やホームページなどで、福祉移送サービス事業所等を紹介するなどの対応を行います。

② 共同配車センターの利用実績

平成 20 年度の利用回数は 6,720 回と最も多く、そこから減少傾向が続き令和 6 年度では利用回数は 520 回となっています。



③ 「枚方市都市交通会議」の設置について

市域における福祉有償運送の必要性や運賃等について協議し、合意形成を行っている「福祉移送サービス運営協議会」は、交通に関する会議体運営の円滑化を図る観点から、令和 8 年 1 月設置予定の枚方市都市交通会議の分科会（福祉分科会）に移行する予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

（１）水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直しについて

令和 7 年（2025年）	8 月	市民福祉委員協議会へ報告
	9 月	生活保護受給者全世帯へ周知
	1 2 月	上記同様に周知
令和 8 年（2026年）	3 月	上記同様に周知
	6 月	上記同様に周知
	9 月	上記同様に周知
	1 0 月以降	の検針分から通常料金

※上下水道部より減免取消通知個別発送

（２）福祉移送サービス共同配車事業の見直しについて

令和 7 年（2025年）	8 月	市民福祉委員協議会へ報告
	9 月	市民への周知及び引き継ぎ
令和 8 年（2026年）	3 月	福祉移送サービス共同配車センターの廃止

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ①総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます

- ②行財政改革プラン 2 0 2 4



5. 関係法令・条例等

生活保護法

枚方市水道事業給水条例

枚方市下水道条例

枚方市水道事業給水条例施行規程

枚方市下水道条例施行規程

道路運送法第78条（有償運送）

6. 見直し額

（1）水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直しについて

《令和8年度》 35,425,908円（1,641円／月×6か月×3,598世帯※）

《令和9年度》 70,851,816円（1,641円／月×12か月×3,598世帯※）

※3,598世帯は令和7年4月末の生活保護受給世帯を要件として減免を受けている世帯数

（2）福祉移送サービス共同配車事業の見直しについて

《令和8年度》 3,149,000円（委託料）

《令和9年度》 3,149,000円（上記と同じ）